

請負契約書(案)

1. 件名 兵庫陸運部管内における検査対象外軽自動車に係る原簿移管入力業務(単価契約)
2. 契約金額 金 円(消費税含む)
3. 予定数量 仕様書のとおり
4. 履行期限 平成31年3月20日(水)
5. 履行場所 仕様書のとおり
6. 契約保証金 予決令第100条の3第3号により免除

本契約を履行するにあたり、支出負担行為担当官 神戸運輸監理部長 吉田 正彦(以下「甲」という)と、〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇(以下「乙」という)は、下記のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲が配布した仕様書等に基づき、頭書の業務を履行し、甲はこれに対し、請負代金を乙に支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 乙は、仕様書について疑義を生じたとき、または仕様書に明記されていない事項については甲と乙が協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、甲の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって業務の履行を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利もしくは、義務を第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第5条 乙は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3 乙は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど

複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

（再委託受託者に対する監督）

第6条 乙は、甲又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

（契約期間の変更等）

第7条 甲は、その都合により契約期間又は履行場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、甲及び乙が協議して、その金額を増減するものとする。

（履行の通知及び検査）

第8条 乙は、業務の履行を完了したときは、書面をもってその旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、第1項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、履行の通知又は検査の請求を受理した日（これらの日以降において乙が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他甲の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 乙は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

（秘密の保持）

第9条 甲及び乙は、この契約の履行にあたって業務上知り得た相互の機密事項を外部に漏らしまたは、他の目的に利用してはならない。

（請負代金の支払）

第10条 乙は、本契約を完了した部分についてとりまとめた支払請求書を甲に提出できるものとする。また、提出する際には、支払請求書に係る履行した契約内容について、あらかじめ検査職員の検査を受けておくものとする。

2 甲は、前項による適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

3 甲は、乙から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを乙に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙の是正した

支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第11条 甲は約定期間内に代金の支払をしないときは、乙に対し遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7%とする。ただし、乙が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 甲が、検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行期限の延伸)

第12条 乙は、履行期限までに業務を履行することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完了可能期日を明示して、甲に履行期限の承認を求めなければならない。

- 2 甲は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。但し、遅延が天災地変その他乙の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第13条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の履行期限満了の日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、請負金額の年5.0%とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙と協議の上、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。
 - (1) 乙から解約の申し出があったとき。
 - (2) 乙が第4、5、6条の規定に違反したとき。
 - (3) 前号のほか、乙がこの契約に違反し、そのため甲が契約の目的を達することができないとき。
 - (4) この契約の履行について、乙又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をした時。又は、これらの者が、甲の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
 - (5) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同

じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 乙が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。

(7) 甲の都合により解約を必要とするとき。

4 乙は、前項第1号から第5号までの規定に抵触し、本契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺等)

第15条 この契約により甲が乙から取得すべき遅滞金、違約金の金額等がある場合において、甲が当該金額と相殺することができる債務を乙に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお、甲において取得金がある場合又は甲が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、乙が甲の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、乙は、甲に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、違約金が1,000円未満の場合はこの限りでない。

3 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、第11条第2項ただし書中「乙」とあるのは「甲」と、同条第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第16条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委

員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第17条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙で協議して定める。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し甲乙各1通保有する。

平成30年12月25日

甲 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
支出負担行為担当官
神戸運輸監理部長 吉田 正彦

乙